

コミュニティセンターの利用再開にあたって

令和2年6月2日
市民文化課

(1) 利用できない活動等

- ① 飛沫感染や接触感染のリスクを伴う活動
- ② 器具・道具類を共有して使用する活動
- ③ その他、いわゆる「3密」回避の徹底が難しい団体の活動

※通常の活動が上記に該当する団体であっても、活動内容（会議のみなど）によっては、利用可能となる場合がありますので、利用について、疑義が生じた場合には、市民文化課に相談して下さい。

(2) 利用人数の上限は、以下のとおりとします。ただし、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空けることができる人数までとします。

施設の名称	利用人数の上限
集会室 一室	A 13人 B 10人
集会室 全室	23人
和室 一室	6人
和室 全室	12人

(3) 安全のため、下記の対策を講じています。ご理解ご協力をお願いします。

- ① 利用者の検温を実施する等、利用者の体調確認を実施すること。
- ② 風邪症状等の体調不良が見られる者の利用自粛を求めること。
- ③ 利用者に必要な感染症対策（手洗い、手指の消毒、マスクの着用等）を求めること。
- ④ 公共施設内の換気を徹底すること（密閉空間の回避）。
- ⑤ 利用者が密集することのないよう徹底すること（密集場所の回避）。
- ⑥ 利用者間の距離を確保すること（密接場面の回避）。
- ⑦ 利用者が公共施設を利用する時間は、必要最低限とするよう求めること。
- ⑧ 公共施設内の机、椅子、手すり、ドアノブ、ボタン等について、平素からアルコール等による消毒を実施すること。

(4) 窓が開かないなど換気が十分にできない部屋などは利用不可とします。